「生活保護法指定医療機関（薬局含む）・介護機関」の方へ

生活保護を受けている方の
受給者番号が令和５年９月以降に発行する医療券等から変更になります。

令和６年３月からマイナンバーカードを利用した生活保護の医療扶助のオンライン資格確認が導入される予定です。

これに伴い、生活保護を受けている方のすべての受給者番号が令和５年９月以降に発行する医療券・調剤券・介護券から変更になります。

レセプト請求にあたっては、以下の点にご注意くださいますようお願いします。

〇令和５年８月以前発行の医療券等（従前の受給者番号を記載）
⇒令和５年９月上旬にレセプト請求

〇令和５年９月以降発行の医療券等（新しい受給者番号を記載）
⇒令和５年１０月上旬以降にレセプト請求

※システム改修に伴い、福祉事務所への医療券等の発行依頼時期によっては、８月診療分の医療券等を９月以降に発行する場合があります。必ず、医療券等に記載された受給者番号をご確認のうえ、ご請求ください。医療券等到着前のレセプト請求はできませんのでご注意ください。

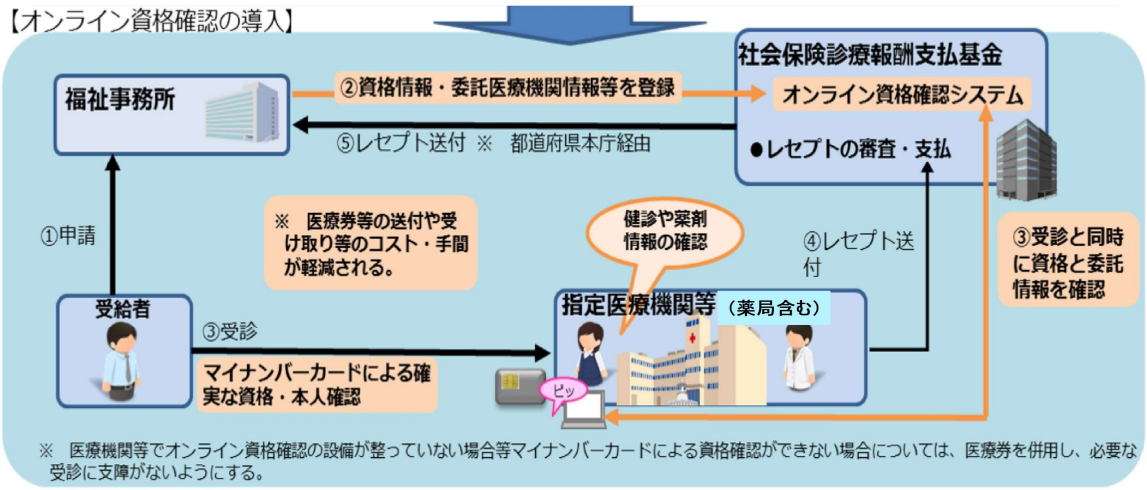

※マイナンバーカードを利用した医療扶助のオンライン資格確認が導入されるのは、医療券・調剤券です。　介護券については令和６年３月以降も現状の紙での対応となります。

【問合せ先】	門司区役所保護課	（０９３）３３１-１８９６
	小倉北区役所保護課	（０９３）５８２-３４５６
	小倉南区役所保護課	（０９３）９５１-４１３０
	若松区役所保護課	（０９３）７６１-４１８１
	八幡東区役所保護課	（０９３）６７１-０８０６
	八幡西区役所保護課	（０９３）６４２-１４３７
	戸畑区役所保護課	（０９３）８７１-２３３４
	保健福祉局保護課	（０９３）５８２-２４４５

※なお、受給者番号は、対象者の個人情報にあたるため、電話でのお問い合わせはできません。
医療券・調剤券・介護券などでご確認をお願いいたします。